

美浜原発3号の寿命延長と原発事故避難計画に関する質問・要望書
琵琶湖に最も近い老朽原発美浜3号は廃炉にすべきと早急に表明してください

滋賀県知事 三日月大造 様

原子力規制委員会は、11月末の寿命延長の認可期限に間に合わせるために、美浜原発3号の審査を急いでいます。原子炉設置変更許可に関する審査書案へのパブリック・コメントでは、基準地震動の過小評価、熊本地震のような複数回の揺れの評価を実施していないこと等々、安全性に対する多数の意見が出されました。しかし、これらにまともに答えることなく、10月5日には設置変更許可を下しました。6月には老朽炉高浜1・2号の寿命延長認可を強行しており、このままでは40年ルールは形骸化し、60年運転が当たり前になさねえ。高浜1・2号の審査対応だった関電職員は、期限に間に合わせるために超過密労働を強いられ、労働基準監督署は、長時間労働による過労が自殺の原因だと認めました。このようなことは断じて許されることではありません。

地震動評価に関しては、島崎邦彦前原子力規制委員長代理により、現在の評価手法では地震動が過小評価になるとの指摘がなされました。しかし、規制委員会はまともな検討もせず、見直す必要はないとの結論を出しました。

10月12日に発生した東京電力のケーブル火災事故は、ケーブルの経年劣化による絶縁低下が原因だったと推測されています。同様の劣化が原発で起こった場合、火災のみならず、事故時に情報の把握ができず、コントロールもできない恐ろしい事態に陥ることになります。しかし、規制委員会は、美浜3号の電気ケーブルについて「130年使用しても大丈夫」という関電の評価を鵜呑みにしようとしています。

一方、避難計画に関しては、8月27日に、高浜原発事故時の合同防災訓練が行われ、多くの問題が浮き彫りとなりました。安定ヨウ素剤に関しては、配布を簡易問診で済ませたこと、国の服用指示がなかったこと（9月9日の政府交渉で国が服用指示の判断基準をもっていないことが判明[資料1]）等の問題がありました。また、滋賀県が指摘されているように、熊本地震を踏まえれば、屋内退避は全く現実的ではありません。現在の避難計画では住民の安全を守れないことは明らかです。

美浜3号は琵琶湖に最も近い原発であり、事故が起これば琵琶湖の水は基準値を超える放射能に汚染され、魚にも長期にわたり基準値を超える放射能汚染が続くと予測結果を出されています。慎重且つ厳格な審査を求めるにとどまらず、美浜3号は廃炉にすべきと表明してください。

下記の質問と要望への回答をお願いします。

【質 問 事 項】

1. 美浜3号の寿命延長について

(1) 島崎邦彦氏は、断層長さから地震規模（地震モーメント）を算出するのに使われている現行の方法（入倉・三宅式）では、地震規模が過小評価になることを指摘しました。これに対し、原子力規制庁は「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有している」が、それ以外の方法によって地震動を算出するアプローチは「科学的・技術的な熟度には至っていない」「現時点において、大飯発電所の基準地震動を見直す必要はない」（7月27日付文書）とし、検討を継続する等の後の手当てを無責任にも放棄しました。

さらに、地震規模から地震動を算出する現行の方法（壇他式）も過小評価であることが明らかになっています。これらの問題は美浜3号にも当てはまります。現行の基準地震動が過小評価の恐れが

ある以上、規制委員会に対し、原発の運転を許可するのを止め、まずは地震動評価のやり直しを行うことを求めるべきではありませんか。

(2) 電気ケーブルの経年劣化について、規制委員会はどこまで劣化すれば取替えが必要なものの判断基準を持っていません。高浜1・2号については103年使用しても大丈夫という関電の主張をそのまま認め、寿命延長を認可しました。美浜3号では最大劣化して使用した場合を想定し、130年使用しても大丈夫と関電は主張しています。全く規制になっていません。規制委員会に対し、判断基準を定める等、十分に検討するよう求めるべきではないですか。

(3) 美浜3号の寿命延長認可の前に、国を呼んで住民説明会を行うべきではないですか。

2. 屋内退避について

8月2日の滋賀県原子力防災専門会議に出された「原子力災害に係る屋内退避に関する滋賀県の当面の考え方(案)」では、熊本地震を踏まえて屋内退避が困難であることを示しています。これは意見書等として取りまとめ、国に提出したのですか。5月の「熊本地震を踏まえた原子力防災対策に係る政策提案」、6月に関西広域連合が提出した「国の予算編成等に対する提案」の「(4)屋内退避の対応の明確化」を含め、屋内退避の問題点について、国から回答はありましたか。

3. 安定ヨウ素剤の事前配布・服用の判断基準について

福島原発事故により、福島の子もたちには甲状腺がんが多発し、身体的にも精神的にも深い苦しみを強いられています。先の防災訓練では、福島の教訓を省みることもなく、緊張感もない訓練でした。

(1) 8月27日の防災訓練では、福井県、京都府はUPZ圏住民に対し、一人数分の簡易問診だけで配布を済ませました。「副作用のリスク」を事前配布しない理由としながら、このようないい加減なやり方で配布したのは問題です。また、国は「迅速な避難」のためこのような簡易問診になったと言っています。今回の訓練の実態を踏まえ、「副作用のリスク」を避けるため、また「迅速な避難」のために、UPZ圏住民に対しても、しっかりとした説明・問診を行った上で事前配布しておくべきではありませんか。

(2) 9月9日に行った政府交渉で、国は安定ヨウ素剤の服用の判断基準を持っていないことが明らかになりました。「滋賀県緊急被ばく医療マニュアル」では「安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断および原子力災害対策本部の指示に基づき、県災害対策本部長が高島市および長浜市に指示を出す」(26頁)とあり、「規制委員会の判断」が服用の前提になっています。国に対し、基準がないことを問題にすべきではありませんか。

【要 望 事 項】

1. 老朽原発美浜原発3号は廃炉にすべきと早急に表明してください。

2016年10月24日

避難計画を案ずる関西連絡会

連絡先団体：グリーン・アクション/原発なしで暮らしたい丹波の会/脱原発はりまアクション/原発防災を考える兵庫の会/美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会美浜の会(美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581